

一般社団法人日本福祉のまちづくり学会

会 費 規 約

(目的)

第 1 条 この規約は、本法人の定款第 8 条に基づき、入会金及び会費の納入に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入会金)

第 2 条 会員は、次の入会金を納入しなければならない。

(個人) 正会員 2 千円

(団体) 法人会員 5 千円

(入会金の納入)

第 3 条 入会金は、本法人から入会承認を受けた日から 30 日以内に納入しなければならない。

(会費)

第 4 条 会員は、次の会費（年額）を納入しなければならない。

(個人) 正会員 1 万円

(学生) 正会員 3 千円

(団体) 法人会員 1 万円（1 口、ただし原則として 3 口以上）

賛助会員 2 万円（1 口）

(会費の納入)

第 5 条 会員は、毎事業年度の 6 月末日までに、会費年額の全額を納付しなければならない。

(入会金及び会費の免除)

第 6 条 理事会は、次のいずれかに該当する個人会員について、第 2 条第 4 条

の規定にかかわらず、入会金及び会費のいずれか一方又は双方の免除又は減額を議決することができる。

- (1) 免除すべき相当の事由があると認める会員
- (2) 名誉会員
- (3) 特に多額の会費を納入する賛助会員又は（団体）法人会員から免除又は減額の申請があった場合

附則

- 1 本規約に基づく施行に関し必要な事項は、理事会の議決に基づいて別に定めることができる。
- 2 本規約は、平成23年4月1日から施行する。